



～ 職場内での回覧をお願いします～

医療費が高額になりそうなときは 事前に【限度額適用認定証】を申請しましょう



限度額適用認定証 とは … ?

入院や高額な外来診療を受けるとき、医療費機関等の窓口で提示することで、**窓口でのお支払いを自己負担限度額※までに抑えられます。**

※ お勤めの方（被保険者）の所得状況等により計算されます。
保険外負担分（差額ベッド代等）や食事負担額等は対象外です。

申請手続きからご利用までの流れ

- 1 「限度額適用認定申請書」を記入し、ご加入の協会けんぽ都道府県支部へ郵送
- 2 申請書に記入いただいた送付先へ「限度額適用認定証」が送付される
- 3 医療機関受診時等に、「保険証」と併せて提示



ポイント

発行までに **1週間程度** かかります。

→ 入院等で医療費が高額になることが見込まれた段階で、早めに申請しましょう。

限度額適用認定証



お問い合わせ先：業務グループ（055-220-7752）

第三者の行為によるケガで保険証を使用するときは 【第三者行為による傷病（事故）届】をご提出ください



第三者行為 の例 … 交通事故、ケンカ、他人が飼っている動物にかまれた 等

なぜ、届出が必要なの？

届出に基づき、協会けんぽが立て替えた医療費を加害者に請求するためです。速やかにご提出ください。

自動車事故等の第三者行為によりケガをしたときの治療費は、本来、加害者が負担するのが原則です。保険証を使用して治療を受けることは、健康保険が保険診療分の治療費を立て替えて支払うこととなります。

注意： 仕事や通勤途中のケガ の場合、 保険証は使用できません。

上記の場合は、労働基準監督署 へご相談ください。

お問い合わせ先：レセプトグループ（055-220-7753）

添付書類等詳細は
協会けんぽHPを
ご覧ください。



協会けんぽの補助により

無料

特定保健指導（健診後の健康相談・サポート）**をご利用ください！**

今年度、すでに健診を受けた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

健診は受けたあとが**重要**です。結果を見直し、対象となった方はぜひ、特定保健指導をご利用ください。

全国で**約43万人以上**の方が
利用しています！
(令和元年度)



特定保健指導とは…？

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防と改善を目的とした、生活習慣改善のためのプログラムです。保健師・管理栄養士等の専門家がサポートします。



特定保健指導の利用について ～ 対象の方にはご案内が届きます ～

対象となる方 >>

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクが高いと判断された40～74歳の方

ご案内方法 >>

健診機関または、協会けんぽから※お勤め先を通じてご案内
※委託事業者からご案内する場合もございます

どんなことをするの？ >>

専門家のアドバイスをうけながら生活習慣改善方法を考え、3～6か月間実行していきます。

2タイプの
特定保健指導実施方法

動機付け支援 : 初回面接 + 3か月経過後に評価

積極的支援 : 初回面接 + 3か月以上の継続支援後に評価

※メタボリックシンドロームのリスク数に応じて決まります

事業主様へ：**保健指導の受け入れ（面談時間と場所の確保）へのご協力**をお願いします。

特定保健指導の実施には、健康づくり以外にも **メリット** があります

健康保険料率UPを抑える効果 !!

特定保健指導実施率を含む、皆様の健康に関する取り組みが健康保険料率に反映される「インセンティブ制度」については、協会けんぽHPをご覧ください！

インセンティブ制度



お問い合わせ先：保健グループ（055-220-7754）